

1 3 番 通告7番、13番議員、石井勲です。

町は第5次総合計画まちづくり目標の中で、施策の展開に当たって、町の財産や自然環境の保全と、住みやすいまちづくりを進めつつ、防犯体制の一層の充実を図り、安全・安心なまちづくりを推進します。大切なふるさと、みんなで発展させていく、強い意志を持ったまちづくりを推進をすると述べている。

そこで、通告に従い、2つの質問事項、細目で9点お伺いいたします。

1、相互台地域、ブルックスホールディングスさん所有の都市計画変更に伴う町の対応は。ブルックスホールディングスさんと町との共同提案により、県に採択された「未病いやしの里センター（仮称）」事業化に向けて、県・町・ブルックスホールディングスさんでそれぞれの役割にて予算を含めて事業化準備を進められている。知事は最近、未病を治すから、未病を改善するという幅広い表現に徐々に広げていきたいと県議会で答弁されているが、事業化に向けて変更はないと考えます。町長は町の役割として、相互台地域の都市計画変更が必要と答弁している。相互台地区ブルックスホールディングスさんの所有地は、以前第一生命さんが所有し、そのときは全ての所有地が市街化区域であったと理解していますが、所有者が変わった現在も市街化区域であるかどうか、前段で確認させていただき、次の4項目について、町の考え、対応をお聞きします。

①事業計画案が示されているが、事業計画が承認された後に用途地域変更手続となるのか、それとも用途地域変更手続が先になるのか、あるいは、同時進行であるのか、お聞きします。

②旧所有者さんの解体された後の相互台の丘陵地のところに、幹部職員用として平屋の敷地、建物がありましたが、十数年前に解体されております。現在の課税状況はどうなってるのかお聞かせ願います。

③所有地全体が市街化区域となっていると理解しているが、都市計画変更するのなら、傾斜地の緑地保存と災害対策上や税収確保との考えから、線引きを見直ししたらと考えるが、町の考えは。

④用途地域、地区計画変更後の課税の対象の変化は。

大きい2つ目、大規模災害に対する町の対応は。

近年地球規模で大きな災害が発生している。有識者や気象庁は想定外であるとの発言が一部報道においてもあった。きょうの新聞でも備蓄の記事がありましたが、東日本大震災発災時の政府の初動に関する検証チームの報告書によると、「備えていたことしか役に立たなかった。備えていただけでは十分ではなかった」という現場の痛切な声を鑑み、想定外

に備える、地道な積み上げが必要と想定を広げる必要があると報告されています。

我が町を取り巻く足柄平野においても、大災害が発生する可能性もないとは言えない。それは地震であり丹沢湖関連や富士山噴火による酒匂川の氾濫等が考えられている。災害が想定を超え大規模であると、内閣により激甚災害の指定を受け、災害復興に対する国の関与や、補助率が大幅に高くなるが、現在の科学技術では予見することは難しいとされている。今日の災害に対する対応は、私から見ると町行政や、自分は安全であって、他の人たち、他の事業者は被災者であるとの想定で計画、準備がされているように思えてならない。

そこで、起きてはほしくないが、我が町を巻き込んだ大規模災害が発生したとき、次の５項目について町の考えをお伺いします。

①庁舎周辺が大きな災害を受けたとき、ソフト面ではクラウドを使い情報やシステムは他地域に保存されていると理解していますが、その他、町機能の体制準備はされているか。

②現在は車社会である。大井町も東名高速や、255号線により経済発展をした面も少なからずありますが、東名高速道路等の進入・通行禁止時の車両受け入れ管理体制は準備されているか。

③大正12年の関東大震災規模の被害発生したときの人的対応準備は。

④町は職員の非常時参集訓練をされているが、大規模災害発災後の参集予測と対応は。

⑤現在、職員採用試験は一部外部委託をされているが、非常時災害対応のためにも、地元優先の職員採用制度の考えは。

以上、質問項目が多くなりましたが、登壇での質問といたします。

御答弁よろしく申し上げます。

議
町

長 答弁願います。

長 通告７番、石井 勲議員の相互台地区の都市計画変更に伴う町の対応は。というようなことで４点。大規模災害に対する町の対応はというようなことで、５点、御質問を頂戴しておるわけですが、冒頭、今でも市街化区域であるかということなんですが、今でも市街化区域です。これは、我々が変えるということはできませんもんで、市街化区域であるというようなことの中、今の取り組みが進んでおるところでございます。

まず、１点目の御質問の中で、平成27年９月に株式会社ブルックスホールディングスと共同提案しましたところ、未病いやしの里センター（仮称）の概略提案が最優秀提案として採択されて以来、本事業にかわる基

本計画案の策定に向け神奈川県とも連携の上、調整・検討を進めてきてというところでございます。

既に基本計画案を神奈川県に提出をしております、現在、県において内容の確認作業を進められておるところでございます。確認作業の終了の後には、基本計画の内容が承認されることとなりますが、その時期については、現時点では明らかにされていないというような状況でございます。いずれにいたしましても、基本計画が承認され、神奈川県、大井町、株式会社ブルックスホールディングスにおいて、合意形成が図られた上で、都市計画変更手続の準備を進めていくとともに、町民の皆様への基本計画の内容について、説明会等を開催させていただくというような考え方でございます。

2点目の、解体された旧建物の跡地、現在の課税状況はとの御質問でございますが、課税の内容につきましては、個人情報も含んだものでございまして、詳細な内容をお答えすることは控えさせていただくというようなことをまず御承認いただきたいと思います。固定資産税上の一般的な課税手順を申し上げますと、毎年1月1日時点を賦課期日といたしまして、現況により課税地目を判定し、それぞれの地目により評価をもらっております、現在、敷地として使用されている土地は、宅地と評価され、賦課期日時点で、住宅用建物が建っていると住宅特例が適応され、住宅地として評価いたします。また、その住宅が取り壊された場合は、住宅特例が適応されなくなり、非住宅地として評価をするものでございます。いずれにいたしましても、その利用状況に応じた適正な町は課税を行っているというようなことでございます。

また、それをしなければ我々の職務ではございませんので、そんなことをさせていただいておるところでございます。

3点目の所有地全体が市街化区域となっている緑地保存と災害対策上・税収確保等から、線引き見直しの考えかたはとの御質問でございますが、相互台地区西側斜面緑地部分における市街化区域から市街化調整区域への区域区分の見直しについてかと思うわけでございますが、そんなことの中で、そんな判断の中でお答えをさせていただきます。

相互台西斜面の緑地部分は、現在そのほとんどが社有地として緑地保全が図られておるところでございます。平成27年9月に採択された未病いやしの里センター（仮称）の計画では、斜面緑地部分については、自然観察やウォーキングコースなど、緑地を活用するような計画となっております。また、28年3月策定のおおい都市マスタープランでは、この緑地部分を「緑の軸」に位置づけ、環境と共生する本町の

象徴として、豊かな自然環境を保全し、景観、レクリエーション、防災といった機能を有する広域的なネットワークを形成することとしております。緑地保全という観点から、逆線引きにより市街化区域から市街化調整区域へ編入するという考え方もあろうかと思いますが、現時点においては、当該地区の区域区分の見直しは、考えておらないところでございます。市街化調整区域にすれば、税の減収につながってしまうわけでございますから、町としましても、そういうような考え方、あえて持っておりませんし、長い間今のような状況の中で対応していただきましたので、やはり、町のマスタープラン等の中で、1つの縛りをかけたり、また今後の計画の中で縛りをかけていくというようなことになろうかと思っております。

4点目の質問でございますが、用途地域、地区計画変更後の課税対象の変化はとの御質問でございますが、都市計画法により定められてる用途地域は、建築等の土地利用に一定の制限を加えることによって、都市の環境を維持し、都市の機能を高めようとする制度でありまして、将来的なまちづくりの計画を推進するための手段としてあるわけでございます。逆に固定資産税上の評価基準に当たる用途地区は、現状の利用状況により区分されるものであることから、都市計画法における地域、また地区とは一致しないものがあるわけでございます。しかしながら、土地の売買の価格においては、都市計画法上の規制内容により影響を受けられることも十分考えられるため、容積率や建ぺい率など、指定の内容を考慮しながら、現況の土地利用状況と、規制内容等を含めて、固定資産税上の用途地区の見直しが必要か検討し、不動産鑑定士による鑑定により地価を確認していく必要があるとそんな考えでございます。固定資産税は御承知のとおり、3年に1度の評価替えを実施しており、その間の評価は、原則据え置きとなるわけでありまして、その基となる価格を調査するため、町内の標準宅地に対して不動産鑑定士により不動産鑑定を行っておるものでございます。その鑑定は前年1月1日時点の地価を鑑定することになっています。次回の評価替えは平成30年度でありまして、その不動産鑑定は平成29年1月1日時点のものとなります。現時点でお示しすることができないというようなことでございます。

大きな1点目は終わりました、大きな2点目で御質問を5ついただいておりますわけでございます。

先の熊本地震におきまして、熊本県内の5つの市町村が役所等の庁舎が被害を受けたため使用できなくなり、業務に支障を来していることなどが報道されました。災害の発生から町民の生命・生活及び財産を保護

し、また、一刻も早い復旧・復興のためには、行政機能を中断させることなく、業務を継続させることが必要であるというような考えを持っておるところでございます。

そのような中、本町においては平成23年3月の東日本大震災を踏まえ、「神奈川県西部地震」の被災を想定した「業務継続計画」いわゆる「BCP」を平成25年5月に策定いたしました。この計画のもとに「非常時優先業務」を計画的に行い、早期の復旧、さらに通常業務の早期再開を目指すものと考えています。

そのような中で、1点目の御質問、「庁舎周辺が大きな災害を受けたときの町機能の体制準備は」との御質問でございますが、庁舎を初めとする各町施設の耐震性に関しては確保されており、建物の躯体そのものの被災を理由に庁舎が使用できなくなるという想定はしていないところでございますが、仮に災害対策本部となる庁舎が甚大な被害を受け、一時的または長期的に使用困難となった場合は、避難所指定等、町施設の災害時の用途を勘案した中で、庁舎代替施設の最優先となるのは、生涯学習センターとしております。

実際には、庁舎周辺及び町内各施設の被災状況を勘案した中で、いずれに庁舎機能に移すべきかを判断する形になるかと思います。こういう事態にならないようにというようなことを想定しておるわけでございますが、今、想定外だと言うと、批判を受けるような世の中でございまして、私は東日本大震災は想定外でよかったんじゃないかなろうか、あのときに想定内だって発言したら、批判をされた方もありますけど、ああいう大規模災害というのは想定外じゃないかならうかなと思っております。そういうようなことも加味した中で、我々もこんな対応を考えさせていただいておるところでございます。

2点目の、「東名高速道路等の進入・通行禁止時、車両受け入れ体制は」という、これは、私、大きな大井町の問題の一つじゃないかならうかなと考えておりますし、過去に台風で255号線と県道国府津線が1日近く機能が麻痺したことがあるわけございまして、その東日本自動車会社でも、何たびか交渉させていただき、大井松田御殿場間をやたら台風等雪等によって、通行止めにしないでほしいと、一切やたら通行止めにして255線に車をおろすようなことだったら、インターチェンジのところへ大井町の車とめて、おりられないようにするからというようなことで、それから、255号線へやたら車をおろすこと、また、むやみに大井松田御殿場間を通行止めにするようなことがなくなったというような状況に今あるというようなことまず前段を話させていただきました。

大規模災害時には、自動車運転者にあつては、安全な場所に停車するとともに、警察や高速道路会社など道路管理者の指示、または、ラジオなど公共機関等からの道路情報を得て、安全な速度、かつ慎重に移動するのが原則であり、やむを得ず車を放置する場合には、交通の邪魔にならないよう安全な場所に駐車し、最寄りの避難所に避難するか、またはむやみに移動せず、安全な場所に留まるといった判断が必要かと思われます。車からまた離れるときは、キーをつけたまま離れるというようなことも決められておる。

東日本大震災の際には、道路を初めとした甚大な被害が生じ、また、公共交通機関が運転を取りやめたことや高速道路が全面通行止めとなったことなどから、一般道に自動車が集集中、緊急車両の移動も困難になるほどの深刻な交通渋滞が発生しました。

こうしたことから、災害対策基本法が平成26年11月に改正され、災害が発生した場合において、従来からの県公安委員会が緊急交通路に指定した路線の交通規制に加え、道路管理者は、災害が発生した場合において、緊急通行車両の通行の妨げとなる車両等の移動をすることができるようになりました。まさに、東名高速道路、国道255号、県道72号松田国府津線にあつては、緊急交通路として指定することを想定している路線であり、交通規制及び車両等を移動させることのできる道路となっております。

しかしながら、車両の受け入れ体制については、応急活動や避難所開設等に支障が生じることとなることから、町として確保するのは困難であり、東名高速道路等の通行止めによる国道255号線などの幹線道路の車両誘導にあつては、緊急交通路を確保する観点からも、警察、中日本道路株式会社、近隣市町と連携しながら、一時的に交通の支障とならない安全な場所への移動・誘導の措置をせざるを得ないと考えております。しかしながら、こういうことを考えてるわけですが、今までに震災でこの通過交通を避難誘導とか、移動をしたという例は余り浮き彫りに報道されていない実情でございますし、阪神・淡路大震災のときも、東日本のときは、津波から逃げようとする車両が目についたわけですが、阪神・淡路のときは、道路に車が何日もとまってたというような状況であったわけですが、これらのドライバー等へのいわゆる食料だとか、また生理的なものに対する対応は場合によっては必要なかなというような考えでございます。

3点目の関東大震災規模の被害発生時の人的対応はというようなことでございます。

この規模の地震が発生した場合は、町の体制は、町の地域防災計画等に基づきまして、自動的に災害対策本部が設置されるとともに、職員は直ちに非常体制（3号配備）につくわけでございます。また、各対策本部の事務分担により、庁舎、各施設の被害状況の把握、来庁者等の安全と避難誘導や被害発生に伴う各施設の緊急防護を行うなどの緊急措置のほか、被害・災害情報の収集、道路、河川、橋梁等の被害状況調査、救護所、避難所の開設準備など各部の初動体制を実施するものであります。

発災時の人的対応ということでございますが、町の防災要員として、町職員及び非常備消防である消防団員が全てであるわけでございます。職員と消防団員を合わせまして、270名になるのが最大の災害対応要員というようなことになるわけでございますが、災害の種類にもよりますし、また、災害が発生した地震であれば発災した時間によって、対応というのは非常に難しくなってくるんじゃないだろうか、職員が出勤してる時間帯であれば、その対応ですぐできるわけでございますが、一度家に帰って再度参集してくるというのは、それぞれ被災者でもありますし、どのような対応がとれるかというようなことは、今まで参集訓練を行ってる範囲は数時間後にそろうわけでございますが、当然、地震の場合は被災者でありますし、生存の確認から始まるわけございまして、そういう点になりますと、数日たって来る職員も当然出てくるんじゃないかなというように思うわけでございます。災害が大きければ大きいほど、職員の集まる率は、遅くなるというようなことでございます。ですから、やはり、自主防災にある程度お任せしなければならないというような状況にもなるわけでございます。

そんな中、今回の熊本地震など関東大震災規模の大地震が発生した場合には、通常業務とは比較にならない多くの混乱、人的対応が必要になるのは確実でございまして、まずは自衛隊の要請、消防、警察、県など関係機関の応援・協力を要請せざるを得ないのが、現実であろうかと考えております。加えて、災害時の応援協定を締結している外部の各団体、各自治体などへの支援要請も災害時には大きな助けになるものと考えております。

また、相互協力といった関係において、町にとって最大の内部協力者である地域住民、自主防災組織、及び町内事業者の皆さんにおいても、日ごろからの備えを含めて、有事の際の活動協力をお願いしなければならないわけでございます。

4点目の「発災後の職員参集予測と対応は」というようなことでございます。

過去、抜き打ちで行った職員の参集訓練の状況から算出した参集率は、発災から1時間で83%、3時間までには95%の職員が参集可能といった状況であるわけです。これは、平常時でありますから、ただし参集訓練自体は、平時に行われたものでございまして、職員や家族も被災者である発災時は、また、その場合参集経路の被災状況も勘案しますと、最大規模の地震災害では、職員全体の1割程度が死傷し、さらに死傷を逃れた職員に関しましても、その3割程度が家族の死傷や救出救護活動で即時参集不可能といった想定も大げさではなく、発災直後は4割程度、発災から3日間ほどは全体の6割から7割程度の職員で対応しなければならないといった状況が、過去の例からも想定されておるわけでございます。

有事の際にはこういった最悪のシナリオも頭に入れた中で、あらゆる手段で職員またはその家族等と連絡をとり、時間経過に応じた人員体制、人員配分をもって有事に当たらなければならないと考えております。

「自らが助かること」は「他の誰かを助けること」に繋がっていくのだということを職員にも住民の皆様にもよくお伝えしておりますが、特に職員においては、防災要員であるという自覚において、自身の安全に関し、十分な備えをしておくことが必要であると、絶えず申しつけておるところでございます。

その上で、誰が欠員となるかわからない災害時に先立ち、優先順位を持った業務計画を立て、訓練等を通じて職員全員が業務に精通していくことが重要であると考えております。

また、災害対応はいわゆる公助だけでは立ち行かないものであることを住民の皆様にも御理解いただきまして、自助、共助、公助が一体となった防災体制がより強固なものにできるよう、日頃から情報発信、総合コミュニティ力を上げとく必要があろうかと。

5点目の「非常時のために地元優先の職員採用の考えは」ということでございますが、町が職員採用を行う際には、その都度職員募集要項を定め、広く募集をし、選考・採用を行っております。その募集要項では、受験資格の中に必ず通勤可能な人とあり、この要件については、通常の勤務のための通勤に加え、防災要員として非常時の参集も含めて通勤可能と設定をしています。

また、この通勤可能とは、受験時の居住地には関係なく、採用時に通勤可能なところに居住していることを意味するもので、実際に、町内や県西地域に限らず、広く県内や県外からの受験者も数多くございます。各受験者においては、採用後には町の防災要員となることを理解してい

ただき、面接等において通勤可能となることの意味確認を行っておりまして、4月の採用時には、採用の全員が通勤可能な状況になっています。

したがいまして、初めから地元優先を前提に職員採用を行うのではなく、採用後は非常時参集可能な場所に居住していることで、災害時の防災要員としての職員確保を図っておるところでございます。

今後とも、災害発生などの非常時には、できるだけ多くの職員が短時間に参集して対応に当たることができる体制の整備に努めてまいりたいと考えております。この質問を契機に、通勤可能というのは、非常に曖昧な文言でございますから、徒歩で何時間以内とか、相模川から西、箱根山から東じゃないか、北はどこまでだというようなことをもっと明確にする必要があるんじゃないかなと思いますし、災害要員であるというようなことは、職員にも絶えず言ってるわけでございますが、近年、町内在住の人間を採用しましたら、結婚して町外へ出ていく不届き者が大変多く見られるわけございまして、この辺のところをきちっとさせていかなければならないというようなことでございます。以上、答弁とさせていただきます。

1 3 番 御答弁いただきまして、幾つか再質問させていただきます。

まず、相互台地の件でございしますけども、これ固定資産税に関しては個人の情報とかあると思うんですけど、さっき町長は一般論として話されてまして、解体された後、平地になってればということで、私は10年以上たってるから、あれはどういうふうに変ったのかどうかだけで、金額がどうこうってことじゃなくて、変ったのかどうか、それは、一般の住宅地も今、空き家対策とか議会でもいろいろ検討してますけど、空き家対策とかそういうもの関与して、どういうふうに特定空き家じゃなくても、空き家に対して町がどういうふうに関与していくのか、あるいは、それから税金がどうかとかというような問題が今、国でもいろいろ検討されてると、そういう面でそこがちょうどたまたま10年以上もたってるので、町はどういうふうな対応をしてるのか、だから、金額じゃなくて、やはり建てたときと違ってますよというような可能性があるんなら、そういうお聞かせ願いたいと思いましたもので、まず、その辺ちょっとお聞かせ願います。

税 務 課 長 一般的な宅地の概念でございますが、住宅地と非住宅地というふうな形であるわけでございます。建物はなくても土地全体の状況から見て客観的に建物に供されるものが明らかな場合、例えばなんですけども、土地が整地され道路、電気、水道、排水設備等が整ってる場合や、道路、側溝等で区画されてる場合などは、宅地として認定して差し支えない

というふうにされております。また、雑種地の場合は、宅地や農地、どちらにも該当しない土地というふうなことでされてるため、更地も雑種地になるというふうなことがございます。いずれにいたしましても、こちらの御質問の用地につきましては、登記上の所有者が個人、法人というふうなことでございますので、具体的な課税状況のほうは答えできないんですけども、一般論としてそういうふうな宅地の場合は住宅、非住宅地、また雑種というふうな形で判断のほうはさせていただいているというふうなことでございます。

以上です。

町長 建物が建ったといったときと、建物を除却したときと、そこに係る固定資産税はどういうふうに変ったかということじゃないかな。

税務課長 失礼いたしました。当然、建物が建ってる場合、住宅特例がききますので、6分の1減免というのがあります。ただ、住宅がない場合は、減免がききませんので、金額的には上がるというふうなことでございます。以上です。

1 3 番 多分、建物購入してもすぐ課税住宅地じゃないと、雑種地ですという課税はしてないと思うんです。その辺で何年ぐらいから基準があるのかなということでの質問でした。

実は次に、市街化区域、あそこ全体が市街化区域だと、町長は緑地保全、あの辺のちょうどよく我々は根岸山の傾斜地とかっていうことで、あそこの民地とブルックスさんの土地というのは境目があります。馬場の配水池ですか、あの辺もありますけれど、あそこが市街化区域の中で、先ほどの答弁ですと、課税が市街化区域ということになってるというようなことですけど、ちょっとここ違いますけど、実は相互の活性化委員会の中で、ある人から私は相和地域の活性化には、都市計画法の除外してほしい区域は、山北とかそういうところは外れておりますね、そういうことを、外れるようなことを動いてくれたらどうかというような発言をしたんだけどつという話をちょっと聞いたんですけど、そういう発言が相和活性化委員会の中であったのかどうかお聞かせ願います。

地域振興課長 おっしゃられますように、線引きの見直しということについて、発言は確かにございました。ただ、詳細によく聞いてみますと、市街化区域、調整区域とかっていう話ではなくて、農有地の除外、そういう意味での発言であったというふうなことを聞いております。以上でございます。

1 3 番 私は、前にも一度多分、六、七年前だと思うんですけど、この件第一生命さんが持ってたときに、あそこの緑地を保全地域にして確実にそれはして、税収を変えてもそのときには先ほど諸星議員が質問されました

711号西大井地区のところへ住民の人たちはいろいろな話し合いの中で宅地をつくってほしいという話があったから、そちらにあそこを市街化区域から外して、あちらに宅地をちょっと地全体としては市街化区域をふやすわけじゃないから、それをできないかというような質問をしたことがあるんですよ。この相和地区の活性化委員会の中でそういう話が出て、あと、相和構想の中で住宅地がどうしても欲しい、小学校の生徒をふやしたい、そういう中にはやっぱり宅地をふやさなきゃいけないというような話が出てきてるなら、やはり、ここの相和のあの山の大地の中、相和地の地番ですから、そこのところで現在、森林で住宅も建てない、いろいろ今回、用途地域を変更したとしても住宅は建てないとか、転貸しはしないということがはっきりしてるものがあって、それなら、その分を相和地区のほうに市街化と交換してやってやれば、その相和地区の活性化とか、相和地区の発展にも寄与できるんじゃないかと、いうことでここのところを持ってきました。その辺のこれは、先ほど前段で私話したように、非常に国との交渉とかいろいろあると思うんです。でも、国の受付のところへ行っただめですよとじゃなくて、やはり、町の姿勢、相和の姿勢をきちっとお願いしていくと、そういうことが必要ではないかというふうに思ったので質問させてもらってる。その辺、町の考えをお聞きます。

町 長 後段、専門的なことは、二見課長のほうから答えさせていただきますけど、石井議員のおっしゃることはよくわかるんです。そういう意見は過去に石井議員のほかにも言われた方もありますし、そういうことを言われる相和の方、結構多くいらっしゃることも事実であります。しかしながら、私が考えてこの調整区域に相和地区になったというようなこととか、どこを調整区域にしたと、これは、私は調査員をやりましたから、頼まれてやった。これ地主の一筆、一筆に意向調査があったんですよ。それで、下山田には第一生命の、湘光園があそこへ行く予定じゃなかったんですよ、下山田行く予定だったんです。しかしながら理解が得られなかった、そういうような経緯もあった中で、市街化調整区域と市街化区域と決めた経緯があります。そして、国も、熱意をもって時間かけてもっておっしゃいますけど、こんなこと簡単に許したら、都市計画決定をした意味がない私はそう考えます個人的に。ですから、石井議員おっしゃることもわかります。しかしながら、そんなことをやってたら、都市計画がみんなじゃあこっちにすればいいじゃないか、こうすればいいじゃないかということになったら、やはり、日本の国は国土をきちっと守っていく上において、それは私はやるべきことじゃないんじゃないかな

ろうかなというように思います。一部の地域の繁栄のために、全体的にやっぱり日本の国土を見た中でこの都市計画決定をしたというようなことじゃなかろうと、詳細については担当から答えさせます。

都市整備課長　まず、石井議員の市街化区域から市街化調整区域にまず逆線引きで行った部分、同じ都市計画区域内の調整区域に新たに市街化区域として持ってこれるかということですが、この辺については、まず、できないということです。考え方として、町全体の市街化区域の一部を調整区域にしたからといって、その部分をほかに持ってくるということではできないんです。要は、市街化調整区域にするには、市街化調整区域にする理由があるわけです。そうすると、例えば、西側斜面地を市街化調整区域にしましょうといって話が整い、県とも協議が調う。その調整区域にするにしても、それなりの理由があるわけです。それなりの理由で調整区域にするわけです。そうすると、市街化区域から一部外れますけども、その市街化区域でも大井町の人口、これからの人口等受け入れ可能だということにもなります。そうすると、今度、山田地区に新たに市街化区域を設けると、そうすると、今の状況で人口の受け入れ等が賄えているのに、どうして、そこに新たに加わる、広げる理由があるのかというようなところの説明がまた必要になってきます。ですから、そういったところを見ますと、ちょっと私も農地法のほう詳しくないんですけども、例えば、青地の部分を減らすんですけども、こちらのほうに同じ部分ふやしますというようなのはできる可能性はあるかもしれませんが、都市計画法の区域区分の設定の仕方というところについては、そういったこちらを減らしたからこちらに持ってくるというようなことはできない。これからも、今後、人口が減ってくる中で、当然、保留フレームとして、区画整備等実施した中で、抜き出していくということなので、その辺が非常に説明がつかないというようなこともございますし、町長申し上げたとおり、ちょっとその辺は難しいということでございます。以上です。

1　3　番　なかなか難しいとか、それははっきりわかりました。これの、難しいという判断をされたのは、やはり、いったんここでも話を持って行って、こういうことは可能ですかということを持ってって、上部の団体に持ってってその答えとしてだめですよと言われたのか、今までの経験から、というのは、最近いろいろと特区とか、いろいろなことが行われて、この辺で出てる国会議員に相談したりとかも、いろいろ町の悩みがあったら、直に持ってきてくださいというようなことを我々、そういう会のところに行かれます。私もちょっとそこの中に行ったときも、やはり、問題があったならまず、こういうことをしたいんだけど、どうですかと

持ってきてみてくださいと、それで、うちのほうでも調査してやってみますということを言われるんですよ。ですから、過去にはそうだったけれど、この先二、三年、いろいろなことで先ほどから出ておりますいろんな特別1年間の特時限立法とかいろんなことが出てきて、そういうことをうまく話だけでも聞いて、やはり、だめでしたということで今、答弁されてるのかどうか、その辺をお聞かせ願います。

都市整備課長 この件に関しては、うちは、緑地の部分がまずは緑地の部分を調整区域にすることが可能なのかどうかというようなところを県のほうに確認はしてございます。それは、当然、いろんな条件がございますけれども、そういった条件をクリアすれば可能だというような返答もらってます。ただ、先ほどから言ってますけども、その調整区域として減らした部分をそっちに持ってこれるかということについては、それはできないというような部分であります。以上です。

町 長 石井議員のおっしゃるのよくわかります。そりゃ地域の活性化それしたほうが早いじゃないか。だけど、そんなことが都市計画法の精神じゃないんです、極端に言えば。市街化区域、調整区域って簡単に、だから、私が言うんですよ、何で山北なんだ、無指定のところは工場つくってもいいなと、市街化調整区域ってのは市街化区域の次に調整的な役割があるんだから、そのところのほうに工場つくらせたり、住宅つくらせたりっていうのに、何で都市計画もねえようなところに工場つくらせたり、何するんだって言うんですけど、市街化調整区域っていうのはそのところを一つ守るためにあるというようなことです。ですから、市街化を準備してるところじゃなくて、市街化を抑制しているところ、だから極端に山北の無指定のところより厳しいんです。厳しいところを、厳しいから楽なこと変えてくれよというようなカードを交換するようなこれは、都市計画の精神から行くと、当然そんなことは、特区なら特区でまた別かもしれませんが、国会議員の先生みんな言うよ、何かあったら来てください。全然だめ、そんなに簡単に法律を覆すことを政治家ができるなら、大きな問題じゃなかろうかなと私も思うし、相談には乗ってくれます。しかしながら、そういうようなことが都市計画の精神であって、当時これをつくるには、スプロール化が、公害が大きな問題になっておりました。そして、私たちの国土日本をどうやって守るんだということの中から、都市計画法が決められ、そして、その用途地域まで細分化されるというようなことになった経緯があります。だから、我々のこの地も生活しやすく守られてるというようなことでございますので、それは安易にカードをかえるようには私はやるべきじゃなかろうかなと考えて

おります。

- 1 3 番 私も都市計画を昔かじってましたから、一応講習も行ってますから、いろいろ勉強はさせていただいてます。でも、こういうふうな時代になってきて、都市計画法が必要かどうかということも、一部の学者さんはもう言われてる時代になってきて、人口が日本全体で3割、4割減ってきて、50年先には必要ないんじゃないかという都市計画法はもちろん、無秩序の開発を規制するためにできた問題で、もうそんな時代じゃなくなってるというような時代がもう来てる。そういうことが議論されてきた、ですから、我々も自分の町、それは、よその町は別として、うちの町が人口がこういうことになってるんだから、やっぱり何かということをも主張したかったということでございます。

 何かの機会、町長はよく官邸とかいろいろな大臣のところへとか、いろんなところへ東京行かれたときに会っていられますから、その辺のところでもいろいろ何かのときにそういうこともちょっと言っていられればというふうに思って、次の質問に入らせていただきます。

 災害協定の中で、参集方法で、実は私は、きのうも防災の件で話が出てましたけれど、先ほどの登壇での質問で話したように、どうも私が感じてるところによると、皆さんは自分は安全だけれど、周りの人は被害に遭ってると、例えば参集でも例えば職員をなぜ私、地元優先ということを行ったかという、先ほど町長は、60%と80%と3時間30分。これは、電車もバスも道路もちゃんと正常に動いてるという前提なんです。災害があつて、先ほども言ったように、想定外の枠を広げろということを検証チームも国ではもう言ってるわけ、そしたら、庁舎が災害があるような大きい関東大震災並みのものが来たときには、職員は電車やバスで来る人はいない。町長も2日とか3日かかるかもわからないと、そうしたときの、もちろん計画書まではつくらなくてもいいけれど、マニュアルはつくって、こういうときはどうしようと、大変申しわけないけれど、町長がけがしちゃったら、副町長が通常の業務は代行しますよ、対策本部長は誰にするのか。副本部長が当然います。そういうことを机上ですけど計画の中で一般に公表はしなくてもいいけど、そういうことをつくっておかなければ、これからの社会非常に難しいんじゃないかということを思って、この質問をさせてもらってます。あくまでも、自分が被害者になったとき、町民に対してどう対応できるか、そのところの気概がなければ、私は本当の災害対策までにはなっていないと、自分は何でもなくて皆さんこの旗に集まるのでこっちに避難しましょう。そんなことは本当の被害じゃないんじゃないかというふうに思いますので、

この質問をさせていただくと。そういう場合に対して、やはり最終状況も職員に対して、あなたはバスで来てるけれど、バスが出なかったときには歩いてこれるんですかと、そういうことを職員にヒアリングしていく必要があるんじゃないかというふうに思いますので、その辺町長の考えをお聞かせください。

町長 当然、業務が私が事故ある場合は副町長が、または副町長も事あるときは教育長がというような、その序列の中で全て完結してある。当然ですよこれは。そんな中で、職員の場合でございますが、やはり職員においては、小田原市に在住の職員は場合によっては小田原市役所へ行く。そして小田原市役所の職員でも大井町に近ければ大井町に、全てそういうようなものを持った中で、我々対応をしております。いろんな中で、いや、町長が事故遭ったときは次に誰がなるとか、私もそうなったとき、そのほうが楽かもしれませんが、そういうことじゃなくて、それは職員間においても、誰々次席がどうするとか、何々部は誰がやる、何々部長が課長なって、その補佐は誰がやってその補佐は誰がやるというようなことになっておりますので、その辺のところはいいわけでございますが、問題は、やはり、人員がどれだけ集まるかというようなところ辺が大きな課題じゃなかろうかなと考えております。

1 3 番 職員が確保するのが非常に難しいというようなこと、それは、結局、災害があつて、その次に当然として避難所の運営とか、いろんな問題が出てきます。そのあと、今度は復興に向かっていったときに、最終的には罹災証明というものが発行される。その罹災証明の前段で調査とか家屋調査とか、そういうものがずっと行われているわけで、そのこのところに職員が張りつかないといけないのに張りつけないという状態が起きて、熊本でも町によって、相当な被害があつて、1ヶ月経っても罹災証明の発行ができないというような状態が起きてきて、そうしますと、やはり職員の確保が非常に大事であるし、今、町は、小田原市に住んでる人は小田原市のほうへ行ってもらって、小田原市の職員が大井町に行けばその辺の連携もできてるということで、大変力強く思いましたけれど、やはり、復興に向かっては、うちの町でも防災室長も前にも行かれたし、前にお手伝いに行かれました。でも自分が被災になったとき、そういう受け入れるそういうふうな体制、そういうふうなマニュアルをつくっておく必要があるというふうに思うんです。それを、本当に先ほども言いましたように、公表する必要は何もない、町の対応を考えて、そういう非常時、本当の非常時に対しての備えというのはこれから本当に必要じゃないかなというふうに思いますので、人的の補充、これは、家屋調

査士、そういうのはいろいろなボランティアの人たちお願いしてますけれど、町でもそういう人たちの講習とか、家屋調査士の調査をできる人たち、その辺の研修ですか、熊本には2、3日で研修して、それで家屋調査の補助員みたいな格好をつけてというようなことでございますから、やっぱりそういう制度をやはりつくって、実際に役に立つ、災害のときには役に立つ人たちの養成というものも町でやってほしいと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

税 務 課 長 被害調査につきましては、地域防災計画上の税務課が担当となっておりますので、そちらについて私のほうから答えさせていただきます。

被害の程度というふうなことで、大きくは全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊というふうな4つの区分にわかれているわけですが、この調査に基づいて、罹災証明の発行のほうはされまして、被災者の生活支援金のほうのもとになるというふうなことでございます。この被害調査の実施主体は、被災した市町村というふうなことでございますけども、実際には被災度区分判定士、また応急危険度判定士、また、民間建築士に行っていて、そこに被災の市町村の職員がついていくことが望ましいというふうな形になっておりますので、専門家でなくても、こちら辺のところはできるというふうなことでございますけども、今、内閣府のほうで、その方法、判定のやり方について、マニュアルというふうなことができておりますので、そちらの研修会に参加をすれば市町村の職員でも判定はできるというふうな形になっておりますので、今後は、市町村の職員もそういった研修会に参加をして、いざ、被災した場合は、そういった調査をできるようにしていきたいというふうに考えております。以上です。

防 災 安 全 室 長 ただいまの税務課長のほうから大まかな答弁させていただきましたが、そのような流れ、基本的には、建物が被災した場合の応急危険度判定につきましては、防災計画上、県を通じて判定士のほうを県知事の認定を受けたものを派遣いただいているような形になります。その旨、その後の議員御承知のとおり、発災後から、緊急2、3日後にはそういった体勢をとるような形になるかと思いますが、その後につきましては、被害認定調査ということで主に被災者の方の生活支援になります罹災証明を発行する手続であります。その被害調査につきましては、先ほど言ったように、市町村の税務課の職員を中心とした体制を図ればいいかなということで、今回の熊本地震を見て大変思いましたので、今後はそれ以外の職員も2、3名体制で被害状況調査を行うということなので、多くの職員が対応できればいいなと考えてございます。以上です。

1 3 番 職員の確保ということで、こういう質問をさせていただきました。先ほど職員募集に関して、町長は受かった人たちに対しては、大井町に住んでほしいとか、厳しい、結婚されたらどうかというような発言もありましたが、実は私、実際の職業の自由とか、選択の自由とか、職員募集に関して規制をかけるっていうのは非常に難しいことだと思います。思うけれど、町の職員の最大の使命は、町民の生命、財産を守り、都市機能を守っていくということから考えてけば、やはり、ある程度しぼりをつくる。よく言われるちょうど大井町は大変申しわけないんですけど1万7,000を割って、社会減が非常に多く、年間200名近くは社会減、隣の町はどことは言いませんけど、社会減でなくふえる。こういう状態を考えていけば、やっぱり人口増を、空き家を、人口を呼ぼうということも含め、そういうことを考えて、職員も大井町を愛してほしいと、そして、大井町の近くに住んでほしいと、そういうことを何かの機会で言っていかなければやっぱりまずいんじゃないかと、そういう制度をつくっていくことも必要じゃないかというふうに、私は思ってます。ですから、ちょっと前向きに職員には不評だと思うんです。もちろん募集者にも不評だと思う。行政からいろいろ言われるかもわかりません。だけれど、大井町の住民を守るのには、大井町の職員が第一次的にやってかなきゃいけない。その人員が集まんなければ、町の機能は麻痺するんだから、やはり、私はこういうことで町の職員募集をしていくんだということを強く打ち出してもらえると非常に心強いんじゃないかと思いますが、町長の考えを。

町 長 絶えず、1年に3回ぐらい朝礼で、敵前逃亡した町内生まれ、町内から結婚して手に手をとってよその町に行った職員は今後、やはり、評価をきちっとしていくと、そういうこと。私ははっきり言ってますよ。町内在住の職員というのは、上げ底でとってやってんだと、地元へも税金落ちるし、上げ底でとってんだけど、そういうようなのは、今後の人事評価できちっとやっていけというふうなこと総務課長に言ってます。総務課長なかなかびくびくしてできないのだけど、今後やるって言ってます。

今、町外でなるべく遠くからとって、町内に住ませた方が確実にこのほうが、今後は、絶えず言ってることは、役場の職員は町民へのいわゆる下僕となって働こうと、それで、誓約書を読ませても、大体誓約書忘れちゃうのがいるんです。それで、防災要員だというようなことで、今後は、やはりその辺のところ厳しくしていこうと思いますし、職員は、今後、生活の場所を徒歩で1時間ぐらいで徒歩で通勤できるというよう

な状況のところから、どのぐらいにするか考えますけど、ある程度通勤可能なというような曖昧な言葉はまさに役所言葉じゃなかろうかなと思います。その辺も整備させていただきたいと思います。

議

長 以上で、13番議員、石井 勲君の一般質問を終わります。